



報道発表資料の配付日時：12月16日(金)10時00分

発表項目 (行事名)	「北海道文化振興指針」改定版(素案)に係るパブリックコメントについて		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>—【ポイント】—</p> <p>○近年の文化振興をめぐる情勢の変化や関係法令の改正等を踏まえ、「北海道文化振興指針」改定版の策定作業を進めています。</p> <p>○今回、改定版(素案)について、広く道民の皆様のご意見を伺うため、次のとおり道民意見募集(パブリックコメント)を実施します。</p> <p>1 意見募集期間 令和4年(2022年)12月16日(金)～1月15日(日)</p> <p>2 資料の閲覧・入手方法 (1) 北海道のホームページ (環境生活部文化振興課文化振興係のホームページ) https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/bns/136943.html</p> <p>(2) 以下の場所における閲覧・配布 ※12月29日～1月3日を除く ア 北海道環境生活部文化振興課文化振興係 イ 北海道総務部行政局文書課行政情報センター ウ 各総合振興局及び各振興局(石狩振興局を除く)の行政情報コーナー</p> <p>3 意見提出方法 郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれかにより、環境生活部文化振興課文化振興係あてに提出</p> <p>※詳細は、別添「道民意見提出手続の意見募集要領」をご参照ください。</p>		
参考	○添付資料 道民意見提出手続の意見募集要領		
報道(取材)に当たってのお願い	多くの道民の皆様から御意見をいただきたいので、積極的な報道をよろしくお願いいたします。		
他のクラブとの関係	同時配付 同時レク	(場所)	
担当(連絡先)	環境生活部文化局文化振興課文化振興係(担当者:課長補佐 山口 拓磨) TEL ダイヤルイン 011-204-5215 内線:24-403		

道 民 意 見 提 出 手 続 の 意 見 募 集 要 領

令和4年12月16日

- 1 計画等の案の名称
「北海道文化振興指針」改定版（素案）
- 2 参考資料の名称
「北海道文化振興指針」改定版（素案）の概要
- 3 計画等の案及び参考資料の入手方法
 - (1) 北海道のホームページ（環境生活部文化局文化振興課ホームページ）への掲載
(<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/bns/136943.html>)
 - (2) 以下の場所での閲覧及び配付
 - ア 北海道環境生活部文化局文化振興課（道庁12階）
 - イ 北海道総務部行政局文書課行政情報センター（別館3階）
 - ウ 各総合振興局及び各振興局（石狩振興局を除く）の行政情報コーナー
- 4 意見等の募集期間
令和4年（2022年）12月16日（金）～令和5年（2023年）1月15日（日）
- 5 意見等の提出方法及び提出先
 - (1) 郵便 〒060-8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道環境生活部文化局文化振興課文化振興係
 - (2) ファクシミリ 011-232-8695
 - (3) 電子メール kansei.bunka@pref.hokkaido.lg.jp
- 6 意見募集結果の公表時期
提出された意見については、意見に対する考え方と共に令和5年2月中旬頃を目処に「道民意見提出手続の意見募集結果」を公表します。
なお、意見募集の結果の公表は「3 計画等の案及び参考資料の入手方法」に記載の方法に準じて行います。
- 7 その他
 - (1) 意見の提出に当たっては、日本語でお願いします。
 - (2) 意見の提出に当たっては、住所、氏名（団体の名称）を記載してください。
なお、意見の要旨と併せて、意見を提出された方の住所（市町村名のみ）を公表することがあります。
 - (3) 意見が長文の場合や大部の資料を添付する場合は、併せてその要旨を提出してください。
 - (4) 電子メールによる意見の提出は、ファイル形式をテキスト形式とし、添付ファイルによる提出はご遠慮願います。
 - (5) 意見受付後、約3日（土曜・日曜日、休日を除く）以内に受け付けた旨をご連絡いたしますので、連絡がない場合は、電話・ファクシミリ・郵便等でお問い合わせ願います。
なお、連絡は、電子メールの送信・電話・ファクシミリ・郵送等により行います。
 - (6) プライバシーを侵害する意見、誹謗中傷などの差別を助長する意見、個人情報に記載された意見は公表しない場合があります。

問い合わせ先

北海道環境生活部文化局文化振興課文化振興係

電話：011-204-5215